

遺産相続について

親は子へ、スムーズな相続を！
相続人は感謝を込めて！

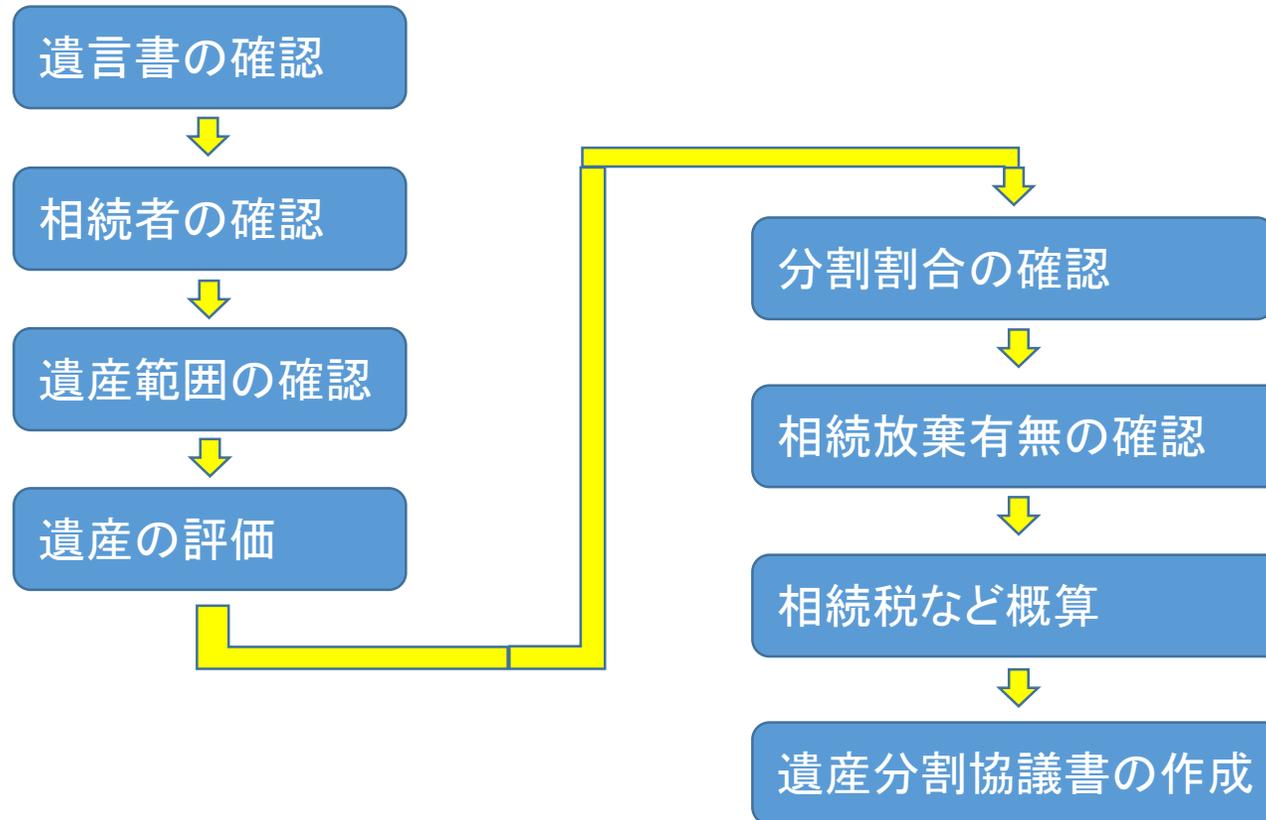


近畿千曲会 能勢 健吉
(学工20回)

I .遺産相続の手順

II .遺産分割の例

I .遺産相続の手順



説明資料構成

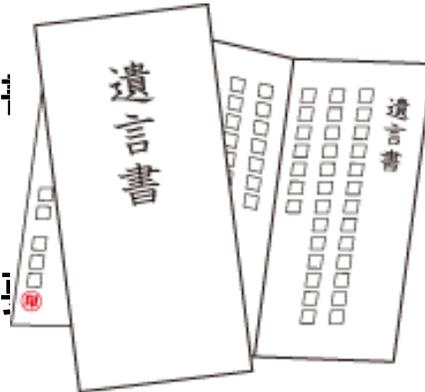
なるべく簡単に、漫画チックに

1、遺言書

自筆証書遺言

- ・本人が直筆で記載する遺言書

 1. 全文手書き
 2. 日付
 3. 署名・押印することが必要



公正証書遺言

- ・公証役場で、公証人に作成してもらう遺言
署名は自筆、証人が2名必要

補足が必要な場合には“詳細”を

遺言書^{詳細}

1-1) 遺言書(いごんしょ)

- ・自筆証書遺言とは、本人が直筆で記載する遺言のこと
 1. 全文手書き
 2. 日付
 3. 署名・押印することが必要で、このどれかを欠いていたら、法的に無効ただし、遺産目録はパソコンでもOK（法改正有り）
- ・公正証書遺言とは、公証役場で、公証人に作成してもらう遺言のこと
遺言の原本は、公証役場に保管されるので、偽造されたり、隠匿されたりという心配がない。署名は自筆で行うことが必要。
公正証書遺言の作成には相続財産の価格に応じて費用がかかるし、証人が2名必要

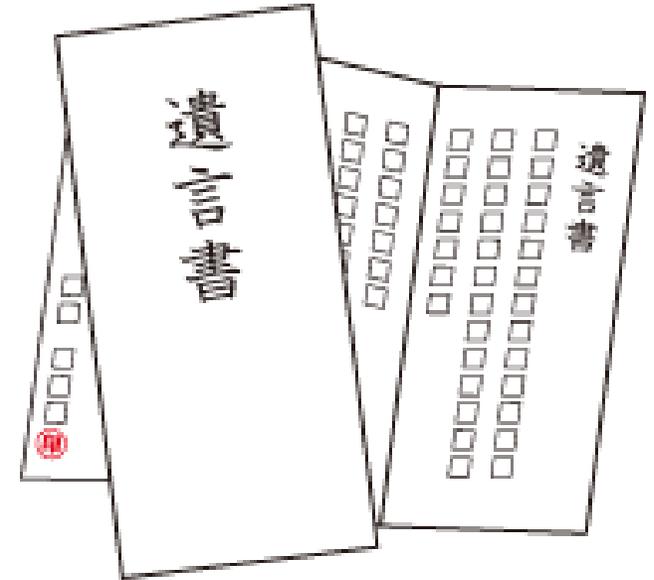
1、遺言書

自筆証書遺言

- ・本人が直筆で記載する遺言書
 1. 全文手書き
 2. 日付
 3. 署名・押印することが必要

公正証書遺言

- ・公証役場で、公証人に作成してもらう遺言
署名は自筆、証人が2名必要



遺言書詳細

1-1) 遺言書(いごんしょ)

- ・ **自筆証書遺言**とは、本人が直筆で記載する遺言のこと

1. 全文手書き 2. 日付 3. 署名・押印することが必要で、このどれかを欠いていたら、法的に無効

ただし、**遺産目録はパソコンでもOK**（法改正有り）

- ・ **公正証書遺言**とは、公証役場で、公証人に作成してもらう遺言のこと
遺言の原本は、公証役場に保管されるので、偽造されたり、隠匿されたりという心配がない。署名は自筆で行うことが必要。
公正証書遺言の作成には相続財産の価格に応じて費用がかかるし、証人が2人必要

1-2) 遺言書の効力

- ① 基本的には遺言書に従う
- ② ただし遺留分は保証される
(法定相続人に保障された相続財産の最低限度の割合)

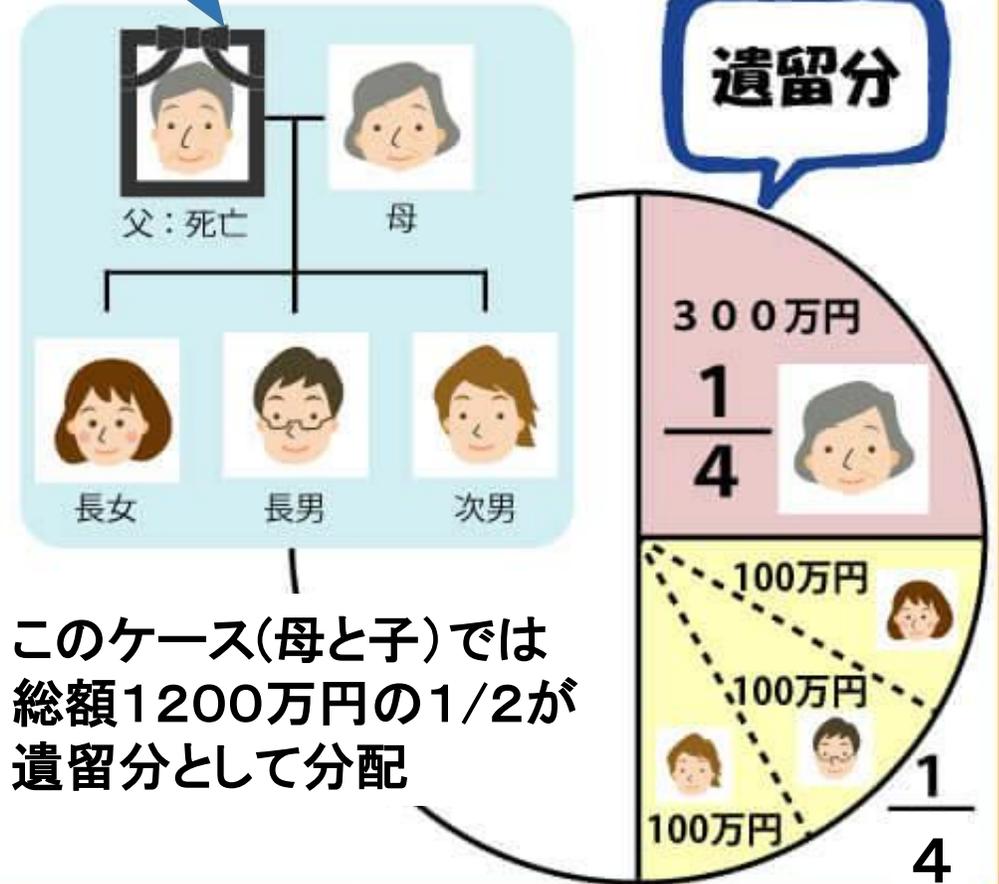
・遺留分の割合

- ・相続人が直系尊属のみ: $\frac{1}{3}$
- ・それ以外: $\frac{1}{2}$
- ・兄弟姉妹は対象外

遺言書

財産は全て福祉施設に寄付する

※被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度



1-3) 遺言書の効力詳細

- ① 基本的には遺言書に従う
- ② ただし遺留分は保証される。
- ③ 当事者全員が遺言書の内容にとらわれないと同意するなら、
当事者の合意が有効となる

遺留分（法定相続人に保障された相続財産の最低限度の割合）

- ・ 自己の財産は生前贈与や遺言によって、原則自由に処分することができるが、この遺留分制度によって被相続人の処分が一定限度制限
- ・ 遺留分を請求する権利を有する者は、子とその代襲者（直系卑属）、直系尊属および配偶者
- ・ 兄弟姉妹とその代襲者（甥・姪）は含まない

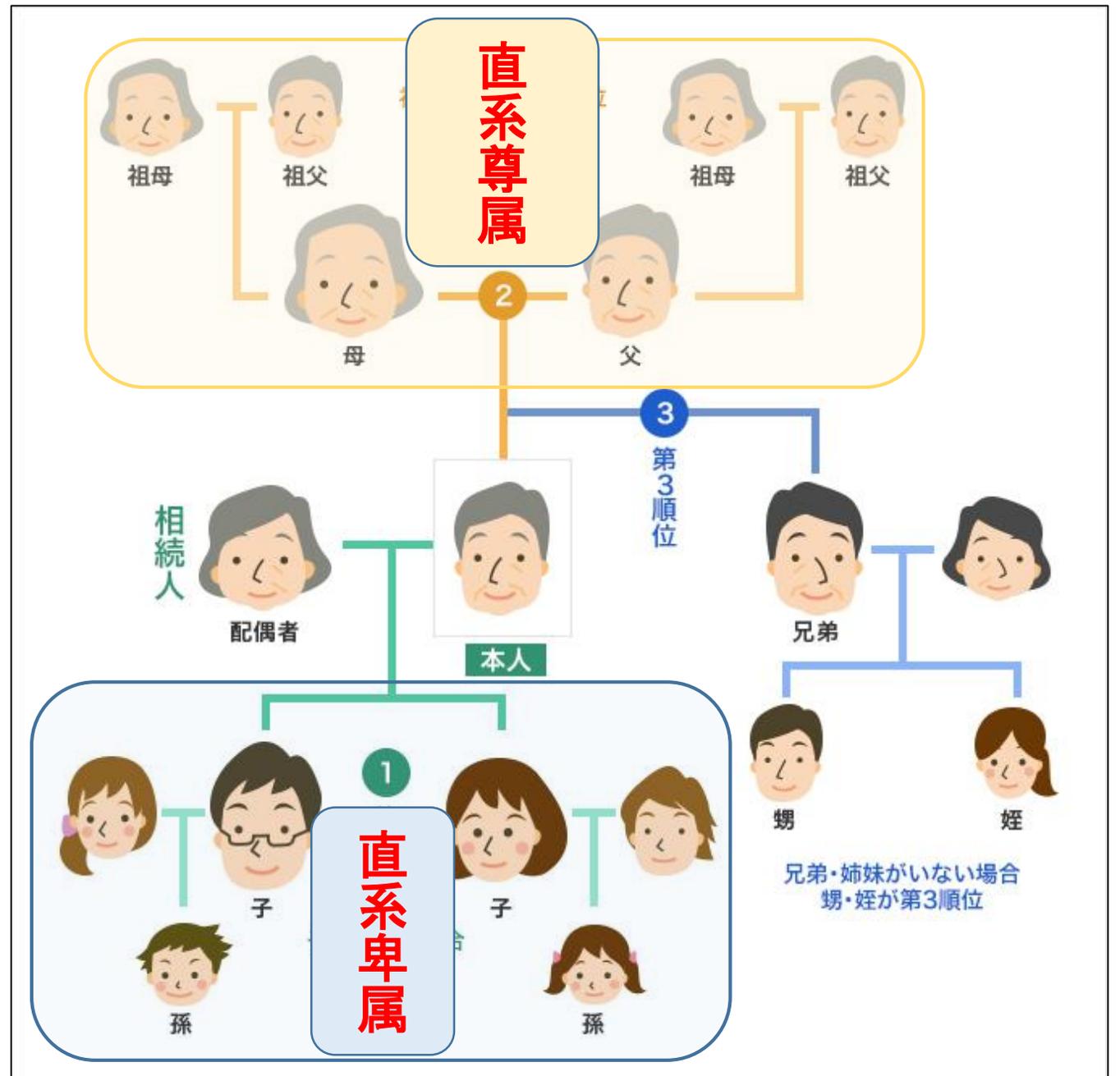
2、相続順位

法定相続人

・配偶者

・血族相続人：

- 第一順位 —— 直系卑属
- 第二順位 —— 直系尊属
- 第三順位 —— 兄弟姉妹



相続順位詳細

法定相続人

- ・配偶者(内縁は認められない)

- ・血族相続人:

第一順位 一一子またはその代襲者
(直系卑属、含む胎児、何代に亙ってもOK)

第二順位 一一直系尊属

第三順位 一一兄弟姉妹またはその代襲者
(直系卑属1代に限定)

直系尊属：父母・祖父母・曾祖父母など
自分よりも前の世代にある者

直系卑属：子・孫・曾孫など
自分よりも後の世代にある者

兄弟姉妹・いとこ・はとこなど
自分と同世代の親族は尊属でも卑属でもない

代襲者：直系卑属が代襲者となる
(但し子の代襲は何代でも認められるが、
兄弟姉妹の代襲はその子に限定される)

3、遺産の範囲

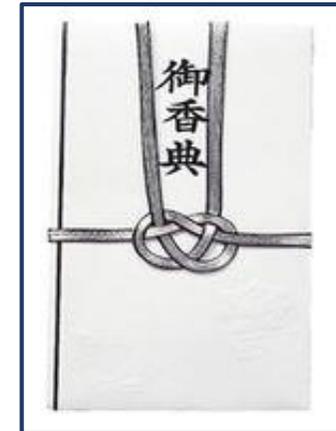
1) 積極財産



2) 消極財産



3) 財産に含まれない



遺産の範囲詳細

1) 積極財産

- ・不動産(土地、建物など) ・動産、貴金属類(自動車、宝石、書画、家財道具など)
- ・現金、預貯金(他に、売掛金、貸付金、未収入地代・家賃など)
- ・権利(地上権、賃借権、特許権、電話加入権、引渡請求権、登記請求権など)

2) 消極財産

- ・債務(借金、第三者の借入金の連帯保証人債務など)
- ・買掛金
- ・ローン債務

3) 遺産に属さない財産・権利の例

- ・一身専属権(代理権、使用貸借の借主の地位、恩給受給権など)
- ・死亡で発生するが被相続人に属さないもの(生命保険金など)
※生命保険金は、相続人が受取人の場合には、その相続人の固有の財産となる
- ・祭祀財産、遺骨、香典など

1-1) 普通預金、通常貯金、定期貯金、定額貯金：遺産分割の対象
銀行預金は当然分割ではなく、相続人全員の合意がない限り、
金融機関は払い戻しに応じることはない
(遺産分割協議書等が必要)

1-2) 現金：当然分割と考えがちだが、遺産分割が必要

当然分割：相続分に応じて当然に分割されるもの
金銭債権(例：貸付金)、
金銭債務(例：金融業者からの借入金)

4、遺産の評価（評価時点、不動産の取扱い）

1) 評価の基準時

- ・基本的には遺産分割時
- ・特別受益または寄与分が問題となる場合は相続開始時



特別受益: 遺贈、死因贈与、生前贈与の3点

- ・遺贈: 遺言によって遺産が与えられる
- ・死因贈与: 被相続人が死亡したことを原因として贈与が起こり、財産が特定の受贈者に与えられる贈与契約
- ・生前贈与: 結婚や養子縁組、生計の資本のための贈与

寄与分: 遺産の維持や増加、療養看護に特別の寄与

(なかなか認められない)、特別寄与者の新設(お嫁さん等)

2) 不動産の評価

路線価 : 国税庁が毎年定めている道路ごとの価格
公示地価 : 国や都道府県が公表している基準地の価格

<路線価>

単位: 千円			
順位	所在地	路線価	変動率
1	東京都中央区銀座5丁目銀座中央通り	31,200	▲2.0%
2	大阪府大阪市北区角田町御堂筋	9,040	▲5.8%
3	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目名駅通り	7,280	▲4.2%
4	神奈川県横浜市西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	6,520	▲10.4%
5	福岡県福岡市中央区天神2丁目渡辺通り	5,480	▲12.9%

<公示地価>

順位		標準地の所在地	平成29年公示価格(円/m ²)	変動率(%)
1	大阪府	『道頓堀1-6-10』	4,000,000	41.3
2	大阪府	『宗右衛門町7-2』	12,900,000	35.1
3	大阪府	『小松原町4-5』	1,820,000	34.8
4	大阪府	心斎橋筋2丁目39番1	11,000,000	33
5	大阪府	『茶屋町12-6』	3,330,000	30.6
6	京都府	四条通大和大路東入祇園町北側277番	1,550,000	29.2
7	愛知県	『名駅2-36-10』	2,000,000	29
8	東京都	『銀座6-8-3』	24,900,000	29
9	東京都	『銀座2-6-7』	37,000,000	28.9
10	東京都	『銀座7-9-19』	36,600,000	27.1

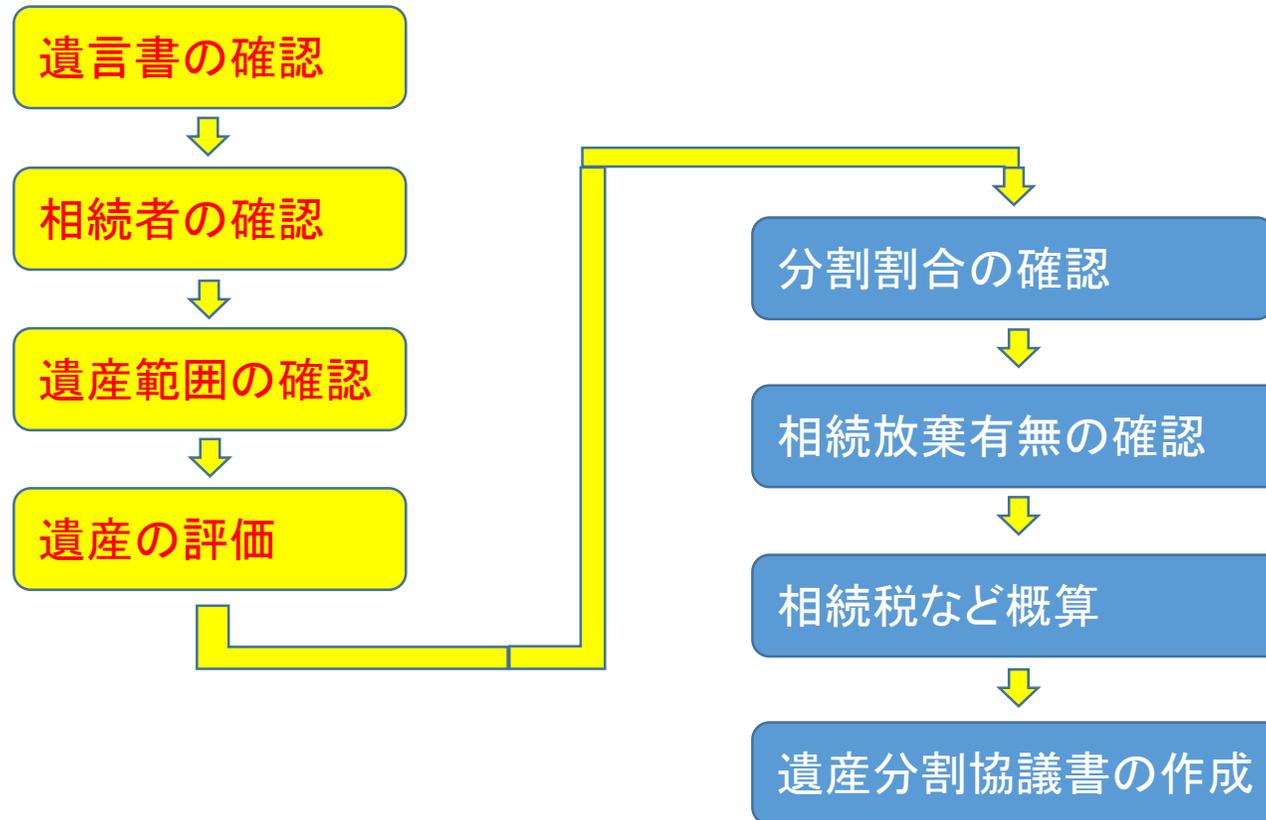
- ・相続財産としての価値を評価：路線価
- ・売却するときの目安額：公示地価

①相続が決まればまず名義変更(相続登記)を：
これで売却が可能に

②土地の相続に関わる税金

- i) 相続税(土地を相続したときに納める税金)
- ii) 登録免許税(名義変更登記時、固定資産税評価額の0.4%)
- iii) 固定資産税(土地を保有者、固定資産税評価額の1.4%、毎年)
- iv) 譲渡所得税(土地を売却するとき納める税金)

遺産相続の手順



5、分割割合

- 1) 遺言により指定されている場合は、遺言に従う(遺留分は考慮)
- 2) 分割の基本



【法定相続分一覧】

法定相続人の状況		法定相続分				遺留分の場合			
		配偶者	子	直系尊属 (父母等)	兄弟姉妹	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
子がいる場合	配偶者がいる場合	1/2	1/2	/	/	1/4	1/4	/	/
	配偶者がいない場合	/	1	/	/	/	1/2	/	/
子がない場合	配偶者がいる場合	2/3	/	1/3	/	2/6	/	1/6	/
	配偶者がいない場合	/	/	1	/	/	/	1/3	/
子、直系尊属 (父母等) がない場合	配偶者がいる場合	3/4	/	/	1/4	1/2	/	/	—
	配偶者がいない場合	/	/	/	1	/	/	/	—
配偶者のみ(子、直系尊属 (父母等)、兄弟姉妹がない)の場合		1	/	/	/	1/2	/	/	/

※父母のどちらかが違う兄弟姉妹(=半血兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1となります。

3) 2018年7月6日成立した民法「相続法」のポイント

(施行は2年以内)

① 特別寄与者(新設)

- ・相続人ではない親族が無償の療養看護や労務の提供をした場合に、相続人に金銭の支払を請求できるようにする

② 配偶者居住権(新設)

- ・被相続人の配偶者が相続開始の時に居住していた建物を、自身の死亡まで無償で使用収益できる権利。登記必要

③ 配偶者短期居住権(新設)

- ・被相続人の配偶者が相続開始の時に無償で居住していた建物に、最低6か月間無償で使用できる権利。登記不要

6. 相続税、相続放棄、分割方法

相続税



基礎控除額;
 $3,000\text{万円} + \text{法定相続人数} \times 600\text{万円}$

相続放棄



熟慮期間; 3カ月以内

相続税、相続放棄、分割方法詳細

1) 相続税

- ・配偶者の税額軽減特例

相続または遺贈により取得した財産のうち、法定相続分または1億6,000万円のどちらか大きい額まで相続税が課税されない。

- ・相続税の基礎控除額; $3,000\text{万円} + \text{法定相続人の数} \times 600\text{万円}$

- ・相続税: $(\text{相続金額合計} - \text{基礎控除額}) \times (\text{税率}) - (\text{控除額})$

(相続人が共同して、又は各人が、被相続者の死亡時の住所に納付)

相続税早見表

課税対象額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	なし
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円



◎相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合

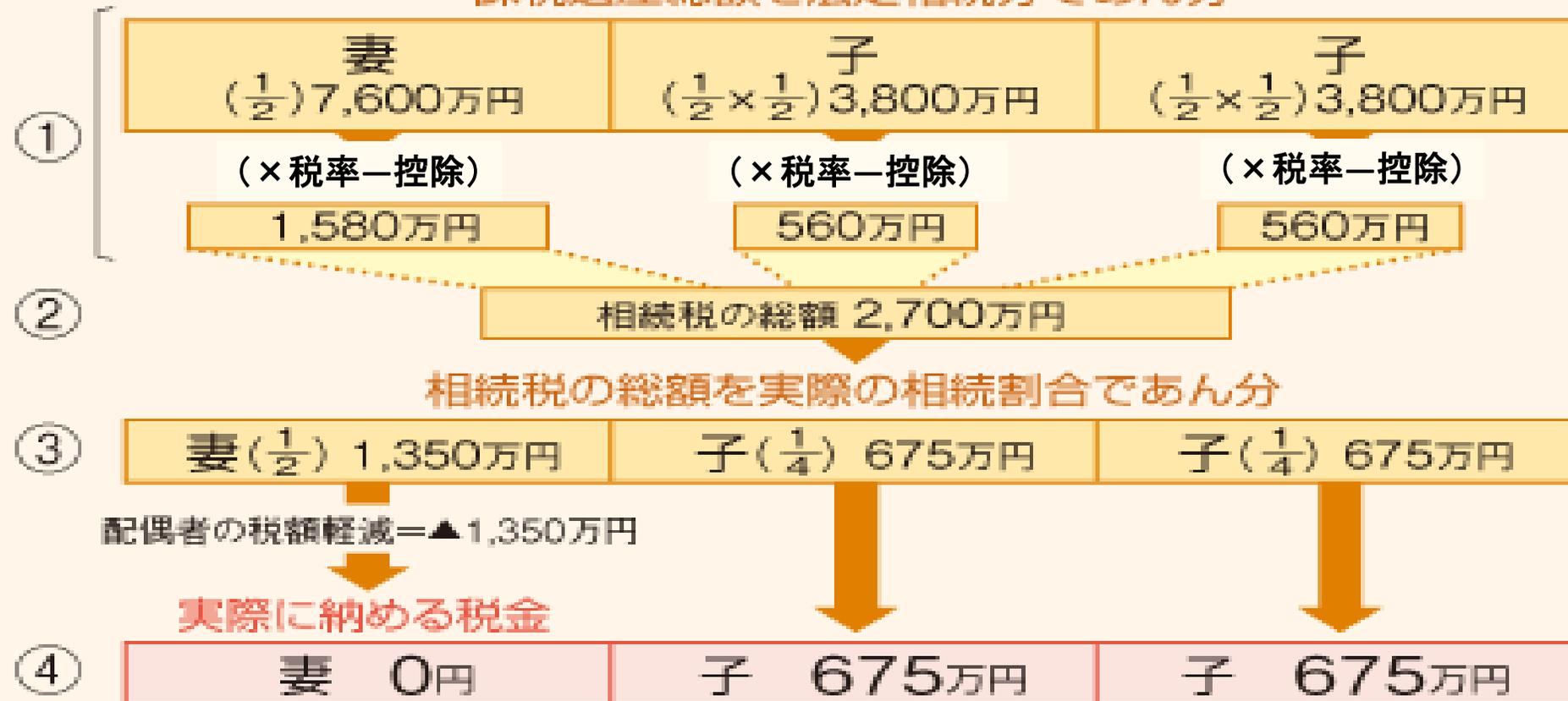
(正味の遺産額)

(基礎控除額)

(課税遺産総額)

$$2\text{億円} - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3) = 1\text{億}5,200\text{万円}$$

課税遺産総額を法定相続分であん分



2) 相続放棄

- ・プラスの財産もマイナスの財産（借金）も一切相続しない。
- ・相続権があることを知った日から3カ月（**熟慮期間**）以内に、
被相続人の住所地の家庭裁判所に申し立て

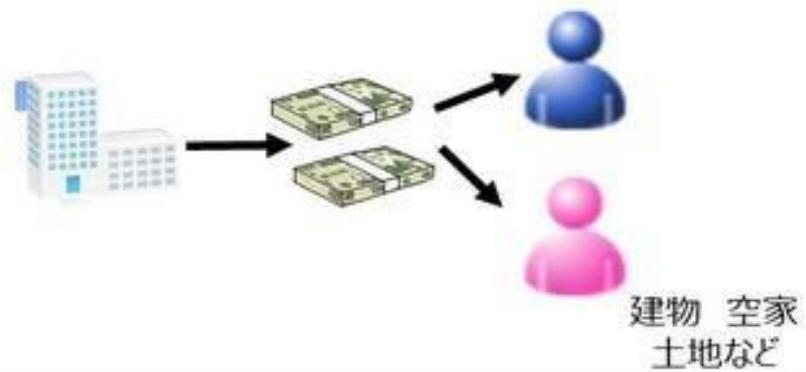
3) 分割方法

4種類の遺産分割の方法

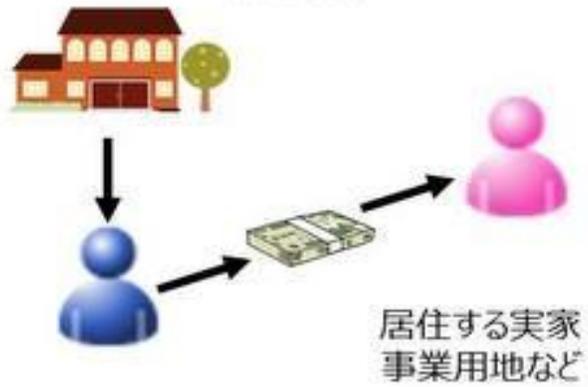
現物分割



換価分割



代償分割



共有分割



7、遺産分割協議書

遺産分割(協議)とは?

現金
が欲しい!

株
が欲しい!

家
が欲しい!

土地
が欲しい!



遺産分割協議書

被相続人XX XX(平成〇〇年〇月〇日死亡)の遺産について、相続人である▲▲▲▲、■ ■ ■ ■、◆ ◆ ◆ ◆は、協議をおこない、下記のとおり遺産分割することを決定した。

1. 相続人▲▲▲▲は、次の遺産を取得する
 - (1) 東京都〇〇区〇〇丁目〇番 宅地 〇〇平方メートル
 - (2) 同所 家屋番号〇〇番 木造瓦葺平屋建居宅
床面積 〇〇平方メートル
 - (3) (2)の居宅内の動産すべて
 - (4) 被相続人名義の郵便貯金の定期貯金 口座番号〇〇〇〇〇〇の全額
2. 相続人■ ■ ■ ■は、次の遺産を取得する
 - (1) 〇〇銀行〇〇支店 定期預金 口座番号〇〇〇〇〇〇の全額
 - (2) 被相続人名義の自家用車 登録番号〇〇〇〇 車台番号〇〇〇〇
 - (3) 被相続人の時計類すべて
3. 相続人◆ ◆ ◆ ◆は、次の財産を取得する
 - (1) 株式会社〇〇の株式 10万株
4. 上記の遺産以外に、被相続人の遺産が新たに発見された場合、その遺産について再度分割協議をおこなう。

上記のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証明するために本書を3通作成し、全相続人署名、押印のうえ、各自一通ずつ所持する。

平成〇〇年〇月〇日

相続人 東京都〇〇区〇〇丁目〇番 

▲▲▲▲

相続人 東京都〇〇区〇〇丁目〇番 

■ ■ ■ ■

相続人 東京都〇〇区〇〇丁目〇番 

◆ ◆ ◆ ◆

①相続人全員で遺産分割協議をした結果、その内容を書式にまとめたものを遺産分割協議書と言う

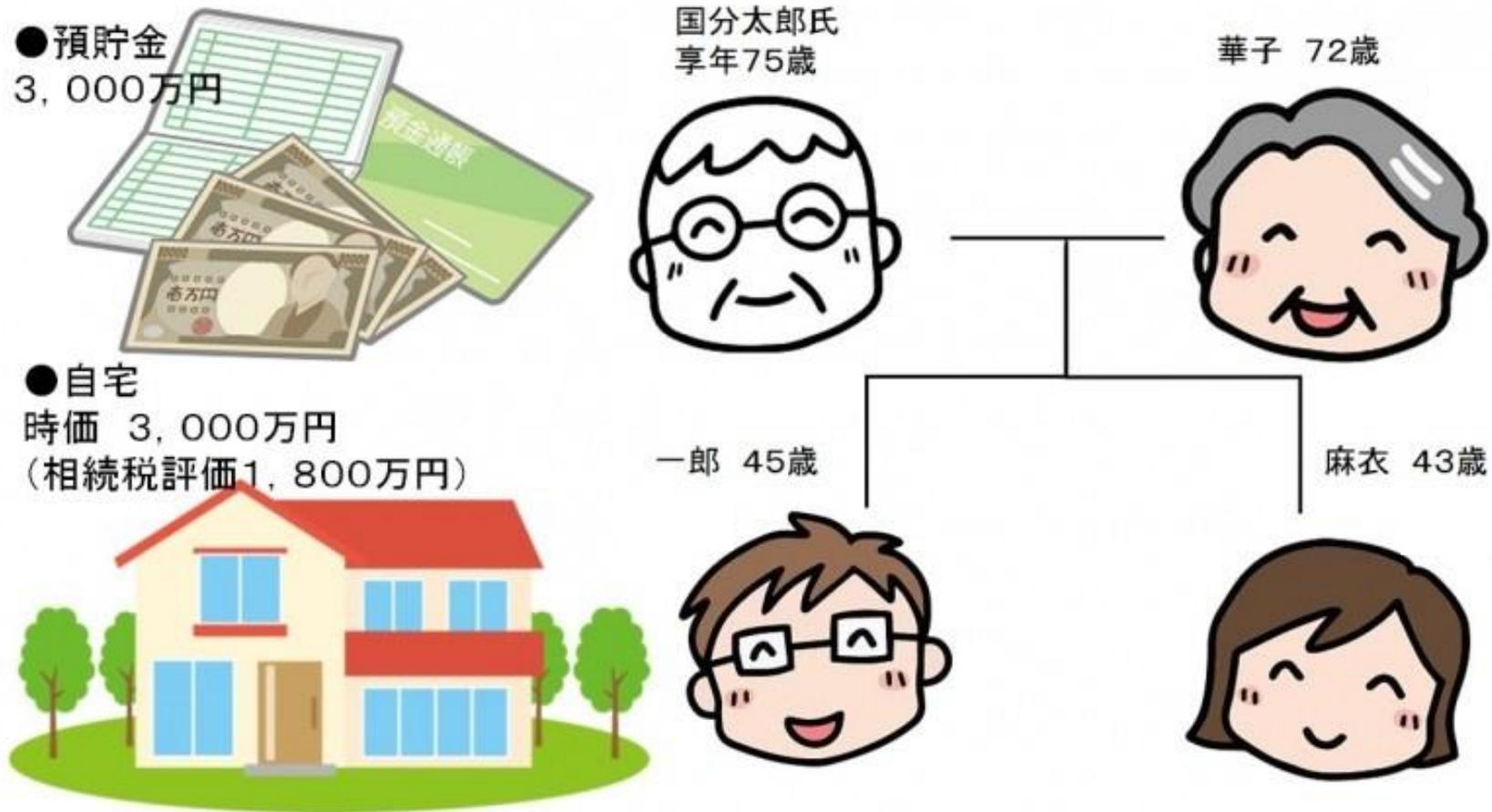
②遺産分割協議書には、誰が、どの相続財産を相続するのかを具体的に記載し、相続財産の受取人を特定できるように。遺産分割協議書は必ず作成しなければならないものではないが、後日の紛争を防止するためや相続手続上必要な場合もあるので、作成しておくことが望ましい。

遺産分割協議書は相続人の人数分を作成し、各自1通ずつ保管。

なお、遺産分割協議書は、不動産の相続登記、金融機関に預けてある資産の相続手続の際などにも使用する

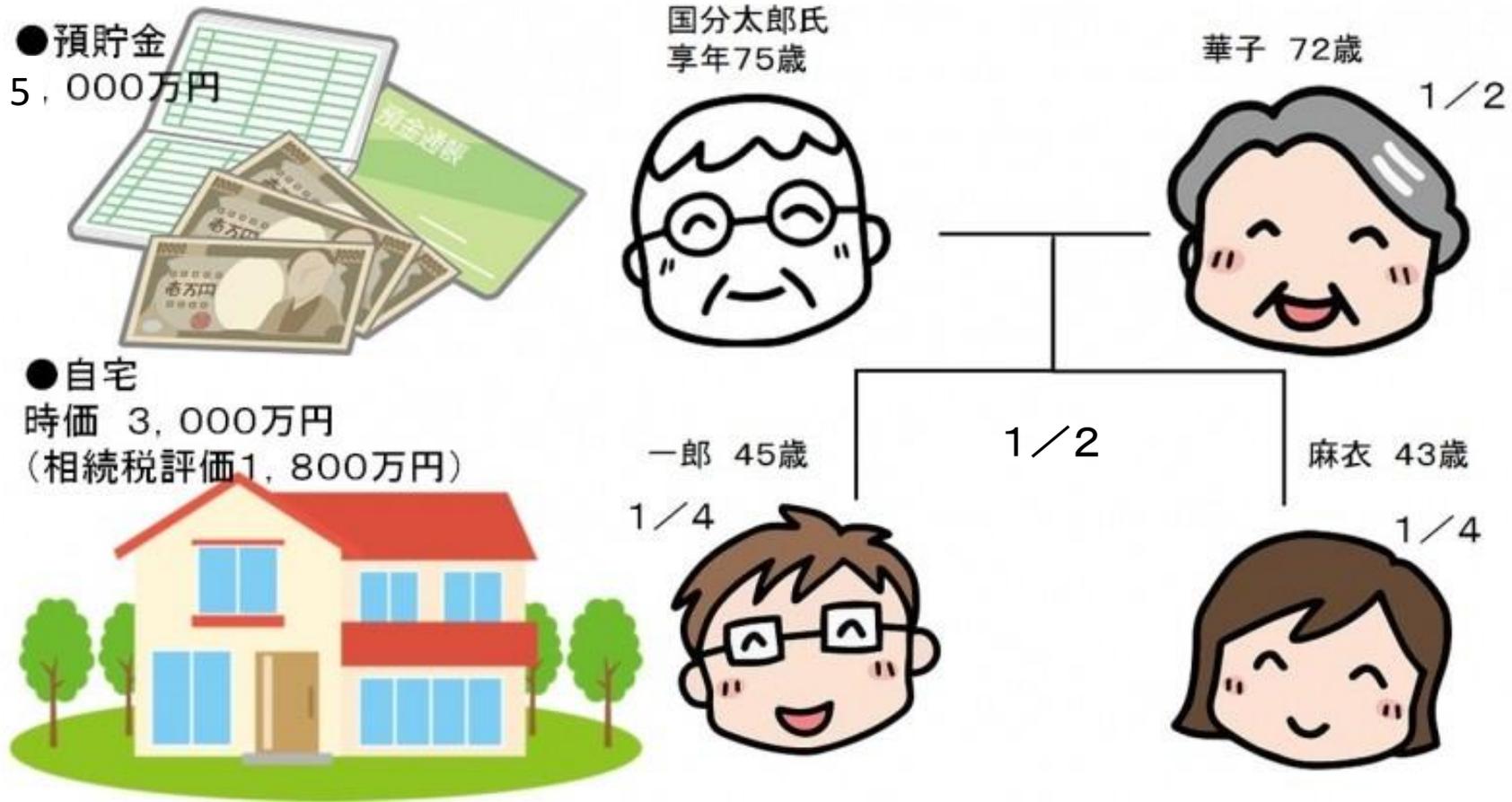
Ⅱ. 遺産分割の例

1、現金・普通貯金の場合



Ⅱ. 遺産分割の例

1、現金・普通貯金の場合



現金・普通貯金の場合 相続人:妻と子供2人の場合

- ・遺産:預貯金 5,000万円、土地・建物(評価額)1,800万円
遺産トータル 6,800万円

<分割例:法定相続分>

- ・妻:(遺産トータル6800) × 1/2 = 3400万円
- ・子供1人当たり(遺産トータル6800) × 1/2 × 1/2 = 1700万円

<相続税> ・基礎控除額:3000 + 3人 × 600 = 4800万円

・課税遺産総額:6800 - 4800 = 2000万円

・相続税:総額(2000 × 1/2 × ?%) +

(2000 × 1/2 × 1/2 × ?%) × 2 = 200万円

妻:200 × 1/2 = 100(法定相続分以下で不要)

子:200 × 1/2 × 1/2 = 50万円/人



現金・普通貯金の場合 相続人:妻と子供2人の場合

- ・遺産:預貯金 5,000万円、土地・建物(評価額)1,800万円
遺産トータル 6,800万円

<分割例:法定相続分>

- ・妻:(遺産トータル6800) × 1/2 = 3400万円
- ・子供1人当たり(遺産トータル6800) × 1/2 × 1/2 = 1700万円

<相続税> ・基礎控除額:3000 + 3人 × 600 = 4800万円

・課税遺産総額:6800 - 4800 = 2000万円

・相続税:総額(2000 × 1/2 × 10%) +

(2000 × 1/2 × 1/2 × 10%) × 2 = 200万円

妻:200 × 1/2 = 100(法定相続分以下で不要)

子:200 × 1/2 × 1/2 = 50万円/人

2、現金・普通貯金、土地の場合 相続人:妻と子供2人の場合

- ・遺産:現金1,000万円+貯金5,000万円=6,000万円
妻居住地:路線価+建物:5,000万円(妻は住むことを希望)
他不動産路線価:3,000万円(売却後2,000万円)
遺産トータル:現金・預貯金(6000)+売却後不動産(2000)

<分割例:法定相続分>

- ・妻:遺産トータル(8000)×1/2 =4000万円
- ・子供1人当たり:遺産トータル(8000)1/2×1/2=2000万円

<相続税> ・基礎控除額:3000+3人×600=4800万円

・課税遺産総額:8000-4800=3200万円

・相続税:総額 (3200×1/2×?)+

(3200×1/2×1/2×?)×2=350万円

妻:350×1/2=175万円(法定相続分以下で不要)

子:350×1/2×1/2=88万円/人



2、現金・普通貯金、土地の場合 相続人:妻と子供2人の場合

- ・遺産:現金1,000万円+貯金5,000万円=6,000万円
妻居住地:路線価+建物:5,000万円(妻は住むことを希望)
他不動産路線価:3,000万円(売却後2,000万円)
遺産トータル:現金・預貯金(6000)+売却後不動産(2000)

<分割例:法定相続分>

- ・妻:遺産トータル(8000)×1/2 =4000万円
- ・子供1人当たり:遺産トータル(8000)1/2×1/2=2000万円

<相続税> ・基礎控除額:3000+3人×600=4800万円

・課税遺産総額:8000-4800=3200万円

- ・相続税:総額 (3200×1/2×15%-50)+
(3200×1/2×1/2×10%)×2=350万円

妻:350×1/2=175万円(法定相続分以下で不要)

子:350×1/2×1/2=88万円/人

3、負債のある場合 相続人：妻と子供2人の場合

- 遺産：現金1、000万円＋貯金5、000万円＝6、000万円
住宅ローン －2000万円
遺産トータル：4、000万円

<分割例：法定相続分>

- 妻：遺産トータル(4000) × 1/2 = 2000万円
- 子供1人当：遺産トータル(4000) × 1/2 × 1/2 = 1000万円

<相続税>

- 基礎控除額：3000＋3人 × 600＝4800万円
- 相続税：相続金額(4000万円)が基礎控除(4800万円)であり不要

4、現金・普通貯金、全額寄付との遺書有 相続人：妻と子供2人の場合

- ・遺産：現金1,000万円＋貯金5,000万円＝6,000万円
全額寄付との遺言状あり

<分割例：遺留分>

- ・妻：現金・貯金(6000) × ? = 1500万円
- ・子供1人当たり：現金・貯金(6000) × ? × 1/2 = 750万円

<相続税>

- ・相続金額合計：3000万円(1500＋750×2)
- ・基礎控除額 : 3000＋3人×600＝4800万円
- ・相続税：基礎控除以下 0



4、現金・普通貯金、全額寄付との遺書有 相続人：妻と子供2人の場合

- ・遺産：現金1、000万円＋貯金5、000万円＝6、000万円

全額寄付との遺言状あり

<分割例：遺留分>

- ・妻：現金・貯金(6000) × $1/2 \times 1/2 = 1500$ 万円

- ・子供1人当たり：現金・貯金(6000) × $1/2 \times 1/2 \times 1/2 = 750$ 万円

<相続税>

- ・相続金額合計：3000万円(1500＋750×2)

- ・基礎控除額 : 3000＋3人×600＝4800万円

- ・相続税：基礎控除以下 0

5、特別受益が有る場合 相続人：妻と子供2人の場合

- ・ 遺産：現金1、000万円＋貯金4、500万円＝5、500万円
- ・ 特別受益：上の子供に結婚資金として500万円生前に贈与
(皆が納得していれば特別受益扱いはしない)

<分割例：法定相続分>

遺産額に特別受益を加算した額(6000万円)を遺産トータルとする

- ・ 妻：現金・貯金(6000) × 1/2 = 3000万円
- ・ 上の子：現金・貯金(6000) × 1/2 × 1/2 - 500 = 1000万円
- ・ 下の子：現金・貯金(6000) × 1/2 × 1/2 = 1500万円

<注意>・民法と相続税法で異なるので、税理士などに要相談
(特別受益期間・時価の評価時期等)



ご清聴

ありがとうございました